

浦幌町立ひまわり保育園ガイド

保育園（所）は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。保護者の就労、病気その他の理由により日中家庭において保育することのできない乳児又は幼児を保護者に代わって保育します。

入園対象

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、入園できるお子さんは、浦幌町において「保育の必要性の認定」を受けた4月1日現在、満2歳から就学前のお子さんです。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上で教育を希望
2号認定	満3歳以上で保護者の就労等の事由により保育所での保育を希望
3号認定	満3歳未満で保護者の就労等の事由により保育所での保育を希望

保育の必要性の事由

事由	具体的な内容
① 就労	1日4時間以上かつ週3日以上を原則として、1月当たりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること。
② 産前産後	産前2か月及び産後2か月の期間であること。
③ 疾病等	保護者の疾病・負傷、又は精神・身体に障がいがあること。
④ 介護・看護	同居の親族（長期入院等の親族を含む。）を、常時介護・看護していること。
⑤ 災害復旧	災害、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥ 求職	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。（最長90日）
⑦ 通学	学校、専修学校等に在学していること。
⑧ 職業訓練	求職に伴う職業訓練を受けていること。
⑨ 虐待	児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められること。
⑩ DV	配偶者からの暴力等により、子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
⑪ 育児休業	事業所が認めた育児休業期間に育児休業に係る子ども以外の子どもについて保育を継続利用すること。
⑫ その他	その他の事由①～⑪に類すると町長が認める状態であること。

①の場合、両親ともに1カ月あたりの就労下限時間の48時間以上が必要になります。

保育料

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。浦幌町では国の無償化をさらに拡大し、すべて子どもたちの保育料を無料としています。

給食について

保育園では、副食（令和3年7月より認定こども園から搬入）とおやつを提供していますが、主食は家庭から持参していただきます。

なお、給食（副食費）は無料となっております。

保育時間など

- ▽保育時間 【平日】午前8時00分～午後5時30分
標準時間：午前8時00分～午後5時30分
短時間：午前8時30分～午後3時00分
【土曜日】午前8時00分～午後12時00分
標準時間：午前8時00分～午後12時00分
短時間：午前8時30分～午後12時00分
- ▽休園日 日曜・祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）・第2・第4土曜日・町長が特に必要と認めた日
- ▽所在地 浦幌町字貴老路10番地6（Tel 576-6205）

賠償責任保険加入

保育園での園児のケガ等については十分注意をしていますが、万が一ケガや事故が起きた時は応急処置をした上で、状況によって医師の手当てを受けます。全園児は普通傷害保険に加入しております。

入園手続き

令和3年(2021年)4月より入園を希望される方の受付を行います。

【提出書類】

申込書類はひまわり保育園及びこども子育て支援課に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 入園申込書
- ② 家庭状況調査書
- ③ 雇用証明書（教育の利用を希望する場合は不要）
- ④ 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書（継続児童除く）

【受付期間】 令和3年1月15日（金）～1月29日（金）

【受付場所】 上浦幌ひまわり保育園・こども子育て支援課

【募集人数】 利用定員35人

【その他】 途中入園の場合は、随時受付しますがご希望に添えない場合もありますので、予めご相談ください。

総合窓口(苦情相談)

浦幌町字東山町4番地2 認定こども園内
浦幌町役場 こども子育て支援課児童保育係
Tel 578-7701、Fax 578-7702

